

令和7年度 第4回猪名川町農会長会次第

日 時：令和8年1月16日（金）

午後6時30分～

場 所：猪名川町立中央公民館視聴覚ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議・報告事項

(1) 猪名川町農業環境課関係

- ①令和7年度経営所得安定対策等について……………P1
- ②令和8年産米の生産目安について……………P10
- ③令和8年度畑地化促進事業について……………P19
- ④地域計画のブラッシュアップ（変更）について……………P23
- ⑤令和8年度農会長連絡票について……………P25
- ⑥薪としいたけ原木買い取りのおしらせ……………P26
- ⑦令和7年鳥獣害アンケートについて……………P27
- ⑧その他
 - ・林野火災注意報
 - ・農会長手当の振込 4月末振込予定

(2) 兵庫県農業共済組合関係……………別冊

(3) 兵庫六甲農業協同組合関係……………別冊

4. 閉 会

この資料は町ホームページにも掲載します。

令和7年度経営所得安定対策等について

● 経営所得安定対策等交付金交付申請状況

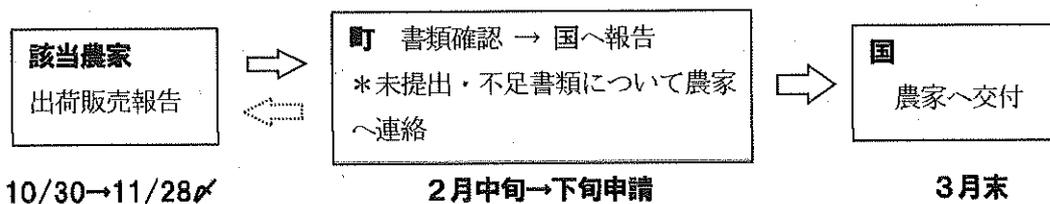
- ・ 水田活用の直接支払交付金 179件 (前年同期 183件 ▲4件)
- ・ 畑作物の直接支払交付金 1件 (前年同期 1件 ±0件)

● 水田活用の直接支払交付金

出荷・販売の確認資料については、農家は5年間の保管が必要となっており、本町では交付要件の確認を行うために各農家の方々から提出していただき、それらを町で一括して証拠書類として保管することとしています。

現在、該当農家へ出荷・販売の確認資料の提出について通知し、書類を整理しています。今後、提出された書類の確認を行い、不足や不備があった場合、該当農家へ連絡し、書類が整い次第、国へ報告をします。

事務の流れ (予定)



● 畑作物の直接支払交付金 (数量払)

確定した出荷数量に応じて、交付金の交付を行います。すでに、生産年の作付面積に応じて営農継続支払の交付金が交付されているため、数量払の交付額は算出された額から営農継続支払交付額を差し引いた額が支払われます。

● 交付金支払時期

- ・ 水田活用の直接支払交付金 3月中旬支払い予定
- ・ 畑作物の直接支払交付金 (数量払) 3月中旬支払い予定

農業者への支援制度

経営所得安定対策等 (令和7年度)

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

<1. 戦略作物助成>

対象作物	交付金額
麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円/10a※1
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じて、 55,000円~105,000円/10a※2

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度は標準単価 7.0 万円/10a (5.5~8.5万円/10a)、令和8年度においては、標準単価 6.5 万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする。

<2. 産地交付金（県）>（国段階設定）

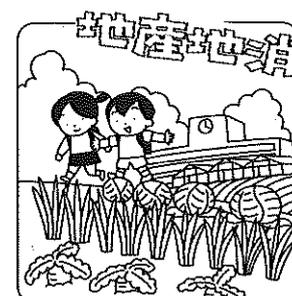
取組内容	交付金額
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※3 (3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分)	10,000円/10a

※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

< 3. 産地交付金（県） >（県段階設定）

「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。

対象作物	対象者	交付金額
野菜	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人等 ※露地 10a 以上作付	3,000円/10a以内
加工用米 (低コスト・高品質化)	加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている	10,000円/10a以内
加工用米 (複数年契約)	加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る	15,000円/10a以内
飼料用米 (生産性向上・担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者等 ※飼料用米 10a 以上作付 ※県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷販売を行う取組であること。	10,000円/10a以内
新市場開拓用米 (担い手支援)	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者等 ※輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積に限る ※輸出向け日本酒の原料用米は対象外	10,000円/10a以内





< 4. 産地交付金 > 町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

番号	メニュー	交付金額 (10aあたり)	内容 (対象作物等)
1	そば品質確保 加算	(15,000円) <u>17,000円</u>	そば ただし、営農活性化支援事業(次頁参照)に参加するものに限る。 ※2年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする(自然災害等による収穫皆無の場合は、適正な肥培管理、獣害対策を行っていたことの証拠書類(肥料購入の領収書、作業日誌、写真等)を揃え、国と協議を行うことで交付金の対象となる場合があります)。
2	推奨作物助成	15,000円	黒枝豆、未成熟とうもろこし、 <u>ブロッコリー</u>
3	二毛作助成	15,000円	「黒枝豆(早生)とそば」又は「黒枝豆(早生)とブロッコリー」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆(早生)の作付面積に応じて助成。
4	学校給食加算 (基幹)	12,000円	たまねぎ・はくさい・きゃべつ・だいこん・未成熟とうもろこし・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ブロッコリー・人参・ピーマン ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要
5	基本助成 (一般)	7,000円	野菜・花き・小豆・山椒 ※推奨助成(2品目)を除く
6	担い手支援 加算	(8,000円) <u>9,000円</u>	野菜などを出荷する認定農業者及び認定新規就農者。 ※対象作物は項目5と同様

【交付要件】・・・①販売農家であること。
②5年に1度の水稲作付若しくは1カ月以上の水張を行うこと(ご自身で証拠書類として作業日誌、写真等を保管してください)。
※R7年度またはR8年度に連作障害を回避する取組を実施した場合は、水張りを行わなくても対象。(作業日誌・肥料等の購入伝票を提出してください)

【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるもの

【加算イメージ】

<p>★そば：10aあたり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">町) 15,000円 (そば加算)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">県) 20,000円</div> <p>≪町) 営農活性化事業 刈取り面積10,000円≫</p>	<p>★未成熟トウモロコシ： 10aあたり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">町) 12,000円 (給食加算)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">町) 15,000円 (推奨助成)</div>
---	---

(2) 畑地化促進助成

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を支援するもの。

対象作物	①畑地化支援※1、2	②定着促進支援※3
ア 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	105,000円/10a	2.0 (3.0※4) 万円/10a×5年間 または 10.0 (15.0※4) 万円/10a (一括)
イ 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	105,000円/10a	2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a (一括)

※4 加工・業務用野菜等の場合

【交付対象者及び交付対象農地】

- ①販売農家又は集落営農
- ②令和6年度に「水田活用直接支払交付金の交付対象となった水田」
- ③おおむね団地化された畑地を形成されていること(農会単位で申請面積が0.5ha以上あること)。

- 【交付要件】・・・①5年間継続して畑作物の作付及び出荷販売を行うこと。
 ②令和7年7月1日付で水田活用直接支払交付金の交付対象水田から除外を行うこと。

- 【必要書類】・・・①出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるもの

(3) 経営所得安定対策

<1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）>

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物（麦・大豆・そば等）について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

対象作物	交付金額	要件等
そば (面積払)	13,000円 / 10a	【対象面積】当年産作付面積に依りて算定。 【備考】数量払に先立って支払う
そば (数量払)	<課税事業者> 1等 17,180円 / 45kg 2等 15,070円 / 45kg <免税事業者> 1等 18,010円 / 45kg 2等 15,900円 / 45kg	【算定方法】販売数量に依りて算定 (面積払の金額を差し引いた額) 【備考】品質の良いものを多く収穫すれば、その分が更に加算される。規格外・未検査品については対象外。検査規格の等級区分が1等・2等のみ。 ※集落営農は課税事業者向け単価になります。

【交付要件】・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ

※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

<2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）>

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業（そば助成）

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫（刈取）面積に依りて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成 10,000円 / 10a
 団地化加算 10,000円 / 10a (1団地0.5ha以上の連坦田)

4 水田活用の直接支払交付金等

令和8年度予算概算決定額 275,200百万円 (前年度 287,000百万円)

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆の作付面積を拡大 (麦29.4万ha、大豆16万ha [令和5年度] → 麦32.8万ha、大豆17万ha [令和12年度まで])
- 米 (加工用米・新規需要米を含む) の増産 (米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで])
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稲、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限: 0.5万円/10a) で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

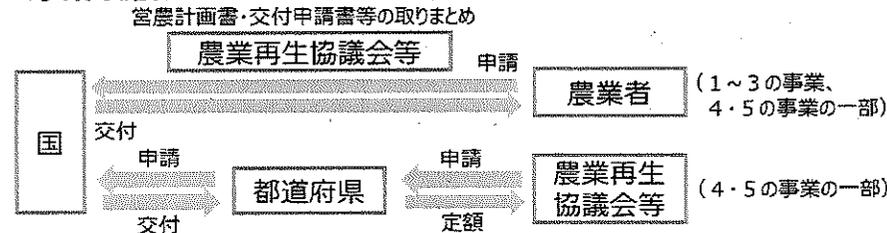
水田を畑として利用し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 14,000百万円 (前年度 11,000百万円)

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
加工用米	2万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

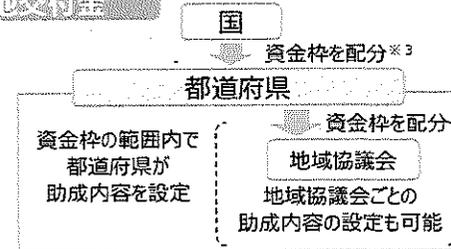
*1: 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

*2: 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a)

<交付対象水田>

- ・ たん水設備 (畦畔等) や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4 (3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)	1万円/10a

*3: 作付転換の実績や計画等に基づき配分

*4: コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成 (令和7年度補正予算と併せて実施)

① 畑地化支援*5: 7万円/10a

② 定着促進支援*5 (①とセット): 2万円 (3万円*6) /10a × 5年間
または10万円 (15万円*6) /10a (一括)

③ 産地づくり体制構築等支援

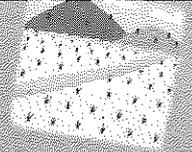
④ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)

*5: 対象作物は麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

*6: 加工業務用野菜等の場合

[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-3597-0191)

水田活用直接支払交付金 5年水張り要件の見直しについて



💡 見直しのポイント 💡

★令和9年度以降、5年水張り要件は求めません！

★令和7・8年に連作障害を回避する取組を実施した場合、湛水管理を行わなくても交付対象となります！

【改正前】

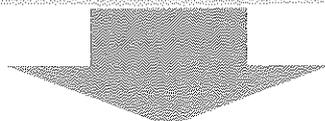
令和9年度以降も水田活用直接支払交付金の交付対象農地とするには、令和8年度までに以下のいずれかの取組が必要。

①水稲作付を行う。

以降、5年に一度の水稲作付を行う。（5年水張り要件）

②1カ月以上の湛水管理を行い、連作障害による収量低下を発生させないこと。

※圃場ごとに過去5年間の収量の記録が必要。



【改正後】

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金の交付対象農地とするには、令和8年度までに以下のいずれかの取組が必要。

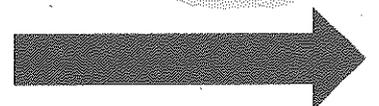
①水稲作付を行う。

②1カ月以上の湛水管理を行う。

③令和7年度または令和8年度において、連作障害を回避する取組を実施する。



詳細は裏面へ！！

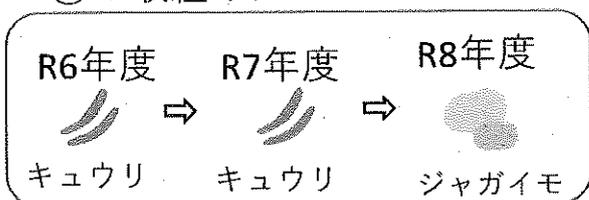


連作障害を回避する取組内容について

連作障害を回避する取組は以下のものが当てはまります。

- ① 土壌改良資材・有機物（堆肥・もみ殻等を含む）の施用
- ② 土壌に係る薬剤の散布
- ③ 後作緑肥の作付け
- ④ 病害虫抵抗性品種の作付け
- ⑤ 地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組（輪作）

～⑤の取組イメージ～



連作障害を回避する取組の実施確認方法

実施確認については、以下の書類にて確認を行います。

< 上記①～④の取組の場合 >

★ 提出していただく書類

- ・ 作業日誌
- ・ 資材・薬剤等の購入伝票

< 上記⑤の取組の場合 >

- ・ 営農計画書（野帳）

⚠ 写真や、収量記録の提出は必要ありません！



水田活用直接支払交付金の活用を検討されている方は、令和7年度または8年度においてご対応いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会（役場農業環境課農政担当）

電話：072-766-8709

(公 印 省 略)
7兵農活協(水)第29号
令和7年12月5日

各地域農業再生協議会長 様

兵庫県農業活性化協議会
会長 福本 博之

令和8年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用について

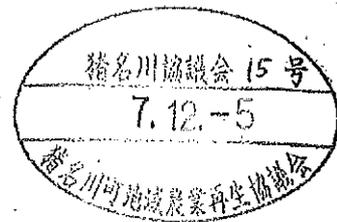
平素は、本県農業の活性化につきまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和8年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、本県における令和7年産の主食用米生産量、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付けに関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、数値を加減等調整して集落単位で提供するなど御判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 令和8年産市町別主食用米の生産目安
別紙のとおり



令和8年産主食用米の生産目安（全体数量及び面積換算値）

【算定の考え方】

令和8年産主食用米の生産目安は、生産者の経営の安定を図るとともに、主食用米の需要に応じた生産を推進するための作付判断の材料となるよう、「兵庫県内の主食用米における生産目安算定・提供方針」に基づき、以下のとおり算定しました。

- (1)国の基本指針※1では、令和8年産主食用米等生産量の見通しを、711万t(令和7年産：748万t)として設定されました。このうち、本県相当分(酒造好適米を除く。)は、過去の主食用米の収穫量の実績等から、148,196tと推計しています。この推計値を踏まえつつ、
- (2)本県における令和7年産主用米生産量が、前年産から7,689t増の147,653tで、同年産生産目安(150,000t)と同水準となったこと、
- (3)需要に応じた生産に向けては、水田収益力強化ビジョン※2に基づき、非主食用米や麦・大豆等の転換作物の生産に配慮する必要があること、
- (4)県産主食用米に対して県内集荷業者からの堅調な需要があること等と併せて、
- (5)県内各地域協議会の意向等を考慮し、

総合的に判断して、令和8年産生産目安は、令和7年産生産量と同程度で、令和7年産生産目安と同水準である150,000tと算定しました。

※1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和7年10月31日公表)

※2 地域の特徴ある魅力的な産品の産地を創造するための作物生産の設計図となるもの

【県全体目安】 主食用米の生産目安 150,000 玄米トン
 (同面積換算値) 30,242 ha

【市町別目安】

市町名	令和8年産市町別主食用米の生産目安	
	玄米トン	面積換算値 ha
神戸市	9,656	1,905
尼崎市	165	35
西宮市	277	59
芦屋市	4	1
伊丹市	176	36
宝塚市	787	163
川西市	212	43
三田市	4,724	947
猪名川町	834	173
明石市	1,411	274
加古川市	5,460	1,038
高砂市	527	103
稲美町	4,080	786

市町名	令和8年産市町別主食用米の生産目安	
	玄米トン	面積換算値 ha
播磨町	102	20
西脇市	1,405	291
三木市	3,069	642
小野市	4,776	931
加西市	8,032	1,566
加東市	3,576	721
多可町	2,185	473
姫路市	9,006	1,794
神河町	1,556	336
市川町	1,779	368
福崎町	1,696	337
相生市	860	169
赤穂市	1,963	382
上郡町	2,006	400

市町名	令和8年産市町別主食用米の生産目安	
	玄米トン	面積換算値 ha
佐用町	3,392	695
たつの市	6,257	1,201
宍粟市	4,286	902
太子町	940	182
豊岡市	12,769	2,559
香美町	2,290	478
新温泉町	2,430	502
養父市	3,222	663
朝来市	4,500	911
丹波篠山市	11,299	2,311
丹波市	13,000	2,754
洲本市	3,812	749
南あわじ市	7,289	1,452
淡路市	4,429	877

※1 基準単収の変動による影響や令和7年産生産量等を考慮して補正しています。

※2 補数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

令和8年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	821 t
予定面積	170.3 ha
基準単収	482 kg/10a

生産目安	834 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	482 kg/10a

集落番号	集落名	水田面積 (a)	令和8年産米の需要量のに関する情報								<参考>令和7年産米の作付状況					
			作付予定面積								水稲					そば
			水稲		そば						水稲			そば		
			主食用米 (a)	7年産との比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	30kg/袋		7年産との比較	作付目標面積 ① (a)	主食作付面積 ② (a)	その他水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)	
1	原	1,210.9	613.2	12.3	0.0	0.0	29,554	985	24.2	▲ 25.8	503.7	600.9		119.3	50.0	
2	内馬場	686.7	223.1	▲ 6.4	0.0	0.0	10,751	358	7.0	0.0	239.9	229.5		95.6	7.0	
3	民田	756.1	506.0	63.9	0.0	0.0	24,391	813	0.0	▲ 21.8	463.9	442.1		95.3	21.8	
4	上阿古谷	2,452.9	1,195.7	1.5	0.0	0.0	57,634	1,921	34.5	▲ 13.9	1,217.5	1,194.3		98.1	48.5	
5	下阿古谷	1,038.3	625.3	3.2	0.0	0.0	30,137	1,005	28.2	11.2	612.5	622.1		101.6	17.1	
6	北田原	1,088.3	443.1	▲ 9.3	9.4	0.0	21,358	712	0.0	0.0	448.8	452.4		100.8	0.0	
7	南田原	1,129.5	452.4	▲ 9.5	0.0	0.0	21,803	727	33.3	0.0	446.2	461.9		103.5	33.3	
8	北野	262.1	147.5	0.0	0.0	0.0	7,108	237	0.0	0.0	147.5	147.5		100.0	0.0	
9	紫合	1,967.6	987.2	▲ 17.3	0.0	0.0	47,581	1,586	57.8	23.3	894.9	1,004.4		112.2	34.5	
10	柏梨田	451.6	144.1	▲ 14.4	0.0	0.0	6,945	232	12.3	▲ 13.2	149.8	158.5		105.8	25.5	
11	上野	819.1	345.5	▲ 18.6	0.0	0.0	16,655	555	56.9	0.0	353.5	364.1		103.0	56.9	
12	広根	1,236.9	658.1	2.0	0.0	0.0	31,722	1,057	7.3	0.0	692.0	656.2		94.8	7.3	
13	银山	148.4	56.9	0.0	0.0	0.0	2,744	91	0.0	0.0	56.9	56.9		100.0	0.0	
14	猪淵	358.8	94.6	0.0	0.0	0.0	4,558	152	58.1	0.0	104.1	94.6		90.8	58.1	
15	肝川	742.4	416.8	5.0	0.0	0.0	20,087	670	0.0	0.0	416.8	411.8		98.8	0.0	
16	差組	410.4	216.1	3.2	0.0	0.0	10,415	347	0.0	0.0	201.7	212.9		105.6	0.0	
17	万善	718.8	248.8	106.4	0.0	0.0	11,990	400	26.1	▲ 13.3	103.2	142.4		138.0	39.4	
18	槻並	3,857.2	1,788.2	48.6	0.0	0.0	86,192	2,873	211.5	47.4	1,828.6	1,739.7		95.1	164.1	
19	木津上	1,261.9	407.6	0.0	0.0	0.0	19,647	655	56.6	0.5	418.4	407.6		97.4	56.1	
20	木津	539.0	336.4	0.0	0.0	0.0	16,213	540	0.0	0.0	307.7	336.4		109.3	0.0	
21	木間生	528.0	270.6	▲ 3.7	0.0	0.0	13,043	435	15.3	15.3	274.3	274.3		100.0	0.0	
22	朽原	1,164.7	491.0	▲ 24.9	0.0	0.0	23,667	789	0.0	0.0	519.9	515.9		99.2	0.0	
23	林田	504.2	88.7	0.0	0.0	0.0	4,277	143	0.0	0.0	88.7	88.7		100.0	0.0	
24	笹尾	1,643.2	1,029.0	11.3	0.0	0.0	49,599	1,653	100.2	▲ 66.2	845.7	1,017.7		120.3	166.4	
25	清水	757.0	332.1	0.0	0.0	0.0	16,006	534	0.0	0.0	394.9	332.1		84.1	0.0	
26	清水東	1,040.8	565.2	0.0	0.0	0.0	27,243	908	37.1	0.0	526.5	565.2		107.3	37.1	
27	仁頂寺	319.6	128.9	0.0	0.0	0.0	6,213	207	0.0	0.0	131.2	128.9		98.3	0.0	
28	島	507.0	306.4	3.2	0.0	0.0	14,766	492	14.9	0.0	238.9	303.2		126.9	14.9	
29	鎌倉	901.4	554.6	14.7	0.0	0.0	26,732	891	0.0	0.0	454.5	539.9		118.8	0.0	
30	杉生	1,223.5	596.5	▲ 1.4	0.0	0.0	28,749	958	0.0	0.0	527.7	597.8		113.3	0.0	
31	西畑	803.1	492.3	0.0	0.0	0.0	23,727	791	133.7	0.0	457.4	492.3		107.6	133.7	
32	柏原	3,531.2	1,195.8	▲ 43.1	0.0	0.0	57,637	1,921	248.7	0.0	1,106.3	1,238.9		112.0	248.7	
33	農会外	3,214.3	1,073.6	316.6	0.0	0.0	51,746	1,725	8.2	1.0	709.9	757.0		106.6	7.2	
	合計	37,274.7	17,030.9	443.3	9.4	0.0	820,890	27,363	1,171.8	▲ 55.8	15,883.5	16,587.6	0.0	104.4%	1,227.5	

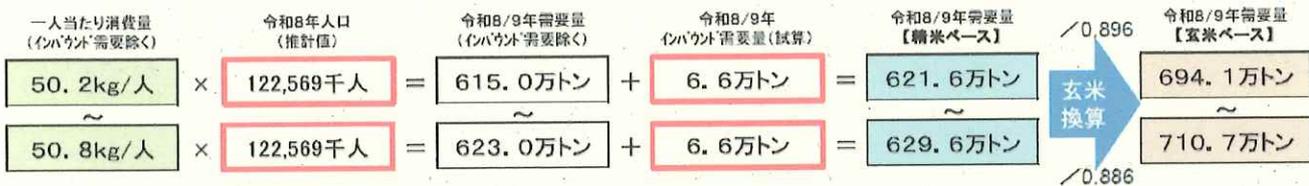
※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

令和8年産主食用米の生産目安 参考情報

兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の米の需要動向(令和7年10月開催「食料・農業・農村政策審議会食糧部会 資料」より)

- ・1人あたり消費量は、直近5年ではマイナス・トレンドとなっていない。
- ・直近の需要動向の反映のため、直近5年の平均値と最大値を持って設定。
- ・その上で、人口推計やインバウンド需要を考慮して幅を持って設定。



2 全国の令和8/9年の需給見通し(令和7年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

令和8/9年主食用米等需要量は694～711万トンと見通され、令和8年産主食用米等生産量の見通しは、需要量の上位値である711万トン※に設定。結果、令和8年6月末の民間在庫量は、215～229万トンと見通されている。

※備蓄米買戻し予定数量21万トンを除く。

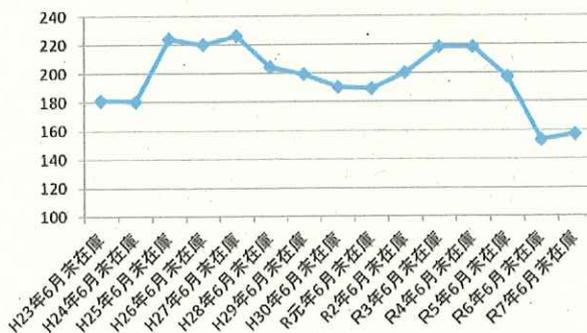
		玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和 8 / 9 年	令和8年6月末民間在庫量	H 215～229	191～205
	令和8年産主食用米等生産量	I 711	630～637
	令和8/9年主食用米等供給量計	J = H + I 926～939	821～841
	令和8/9年主食用米等需要量	K 694～711	622～630
	令和9年6月末民間在庫量	L = J - K 215～245	191～220

3 米の6月末在庫状況(令和7年10月「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より)

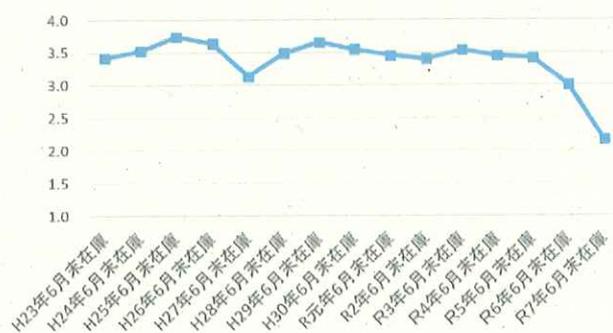
「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和7年10月農林水産省)」より、6月末時点の民間在庫の推移(全国・兵庫県)は以下のとおり。

全国では昨年と概ね同水準である一方、兵庫県では前年より大幅に減少した。

全国(単位:万トン)

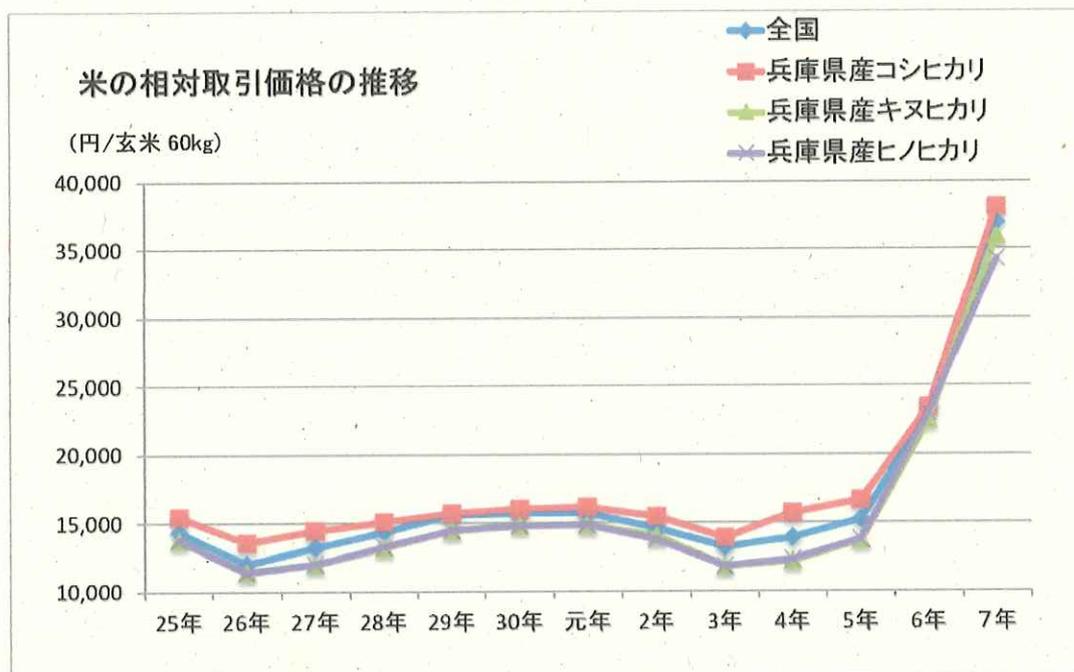


兵庫県(単位:万トン)



4 米の価格動向(全銘柄平均と県産米との出荷業者と卸売業者との間での相対取引価格の比較)

平成25年～令和7年産の米の相対取引価格の推移は以下のとおり。
令和7年産米の9月～10月の相対取引価格は、概算金が昨年より3割から7割程度高い価格で設定されていることなどから、全銘柄平均で約37,000円/60kgで取引されている。



※ 7年産の価格は、出回り～7年10月の平均価格。 【出典:米に関するマンスリーレポート11月号(農林水産省作成・公表)】

◇兵庫県農業活性化協議会では、令和8年産米の作付判断の参考としていただけるよう、主食用米の生産目安と併せて、米の生産をめぐる国・県の情報を提供しております。地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等と早めに御相談いただき、売り先・行き先を確保した米の生産に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和8年産酒造好適米 参考情報

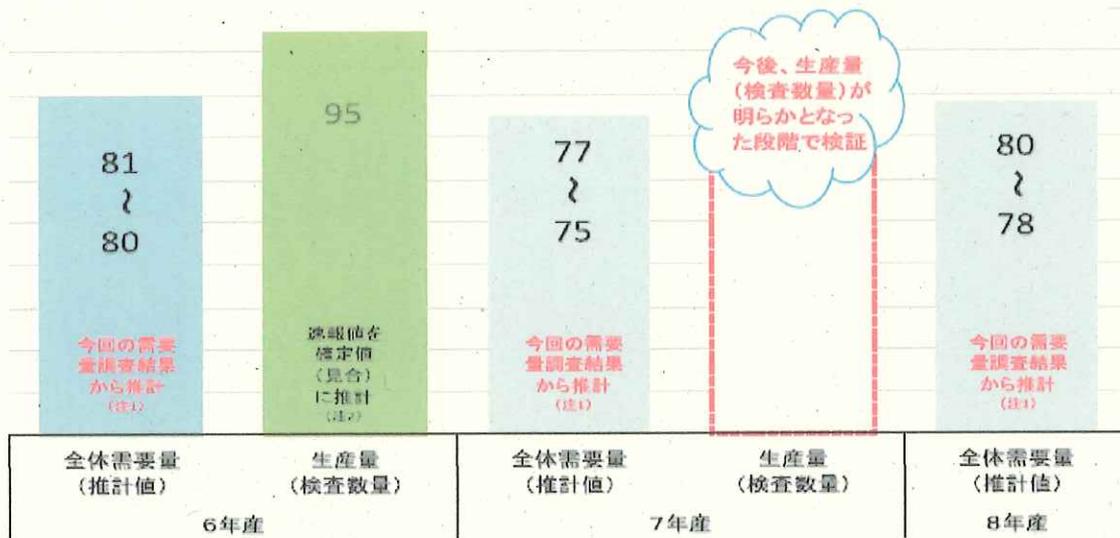
兵庫県農業活性化協議会作成

1 全国の酒造好適米の需給見通し(日本酒原料米をめぐる状況(令和7年11月)より)

- 令和7年8月に実施した需要量調査によると、令和7年産の全体需要量(推計値)は75~77千トン程度、令和8年産の全体需要量(推計値)は78~80千トン程度と見込まれる。
- 令和8年産については、各産地において、今後、全体需要量に変動する可能性があることに留意するとともに、引き続き需要に応じた生産に取り組むことが重要。

(単位:千t)

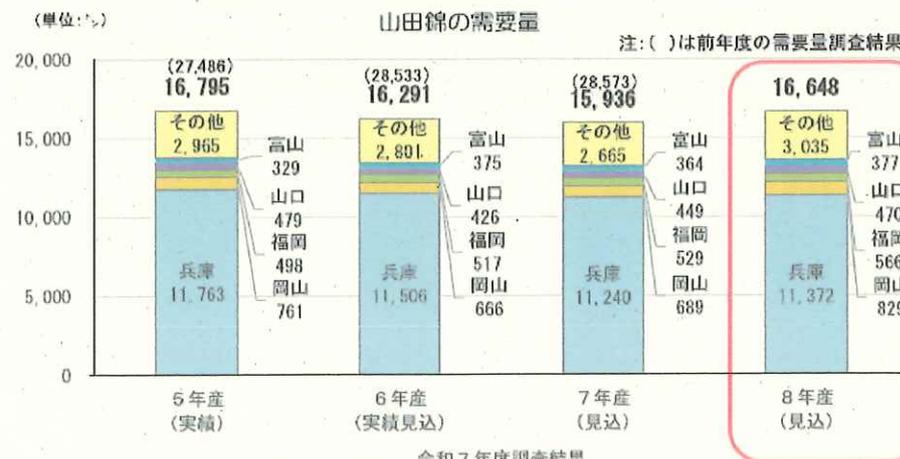
酒造好適米(醸造用玄米)の全体需給の状況



- 注1: 各年産の全体需要量(今回推計値)は、今回の需要量調査の数量ベース回答率が、令和5年産酒造好適米の全体需要量(79~81千t)と今回調査の令和5年産の需要量(約59千t)から約73~74%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。
- 注2: 生産量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和6年産は、令和7年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

2 産地別の需要量調査結果(日本酒原料米をめぐる状況(令和7年11月)より)

- 令和8年産の兵庫県産山田錦の兵庫県産酒造好適米の需要量(見込)は、前年と同程度(11,372トン)となっている。



【参考】山田錦の生産量(検査数量)
5年産 34,608 6年産(推計値) 33,952

【その他参考情報】

○ 令和6年産酒造好適米の生産状況(日本酒原料米をめぐる状況(令和7年11月)より)

- 令和6年産酒造好適米の生産量は、約9.5万トンとなっており、このうち、兵庫、新潟、岡山、長野、秋田の5県で約6割を占めている。
- 酒造好適米の中でも、特に「山田錦」は全国の酒造メーカーからのニーズが多く、兵庫県は全生産量の54%を占めている。

酒造好適米の産地別生産量の推移

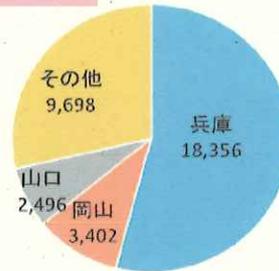
(単位:トン)

	令和元年産	2年産	3年産	4年産	5年産	6年産	シェア
全国計	96,454	85,179	74,756	79,472	91,630	94,539	100%
兵庫	25,766	22,338	20,940	22,202	25,280	24,795	26%
新潟	12,000	11,223	8,855	10,409	11,508	11,221	12%
岡山	5,704	4,029	4,620	5,044	6,443	6,337	7%
長野	5,962	4,982	3,539	3,422	4,674	5,306	6%
秋田	5,010	4,613	3,964	3,667	3,927	4,309	5%
その他	42,012	37,995	32,838	34,727	39,819	42,572	45%

令和6年産酒造好適米の主要銘柄の生産状況

【山田錦】

(単位:トン)

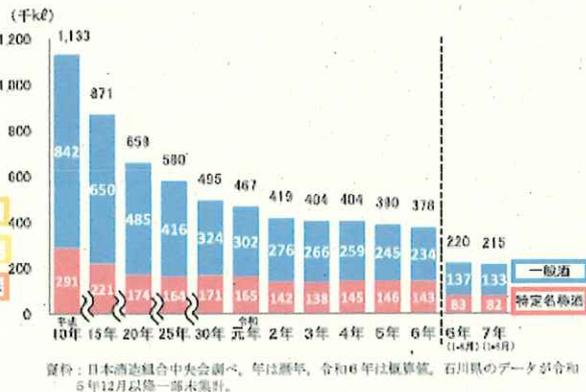


	6年産	シェア
兵庫	18,356	54%
岡山	3,402	10%
山口	2,496	7%
その他	9,698	29%

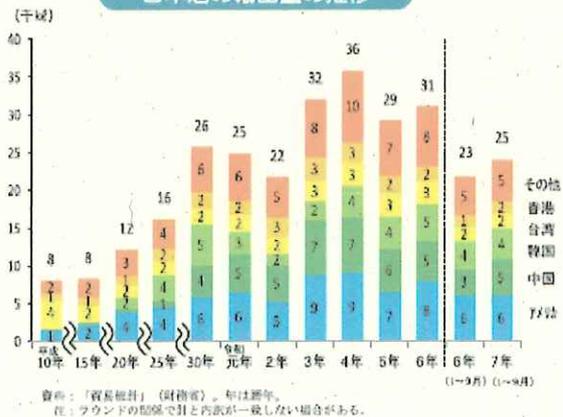
○ 日本酒の出荷状況(日本酒原料米をめぐる状況(令和7年11月)より)

- 日本酒の国内出荷量については、減少傾向で推移。
- 令和7年(1-8月)においては、特定名称酒が対前年同期比▲1%、一般酒が対前年同期比▲3%と減少しており、日本酒全体としても、対前年同期比▲2%と減少。
- 輸出については、海外での日本食ブーム等を背景に増加傾向で推移。令和6年における日本酒の輸出先国は80か国で、このうち、アメリカ、中国、韓国、台湾、香港の5か国・地域で数量及び金額の7割~8割を占めている。

日本酒の国内出荷量の推移



日本酒の輸出量の推移



◇ 兵庫県農業活性化協議会では、令和8年産酒造好適米の作付判断の参考としていただけるよう、国の需要量調査の結果等を基に、参考情報を提供しております。

なお、酒造好適米の生産については、酒造メーカーとの全量契約栽培が基本となりますので、地域の関係者や生産者の皆様には、これらの情勢を注視しながら、最寄りのJAや集荷業者等に早めに需要の動向を御確認いただき、売り先・行き先を確保したうえで取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和8年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先・所在地・担当者名 (電話、メールアドレス)	契約相談期間	
				生産条件等	価格条件等	その他取引条件等	最低取扱数量			
業務用米	藤本糧穀(株)	全域	水稲うるち全般	指定なし	別途相談	玄米	指定なし	藤本糧穀(株) Tel 0795-22-7031 f-ryoukoku-ichi@comet.ocn.ne.jp	西脇	随時
業務用米	但馬米穀株式会社	全域	指定なし	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	但馬米穀株式会社・兵庫県豊岡市 0796-22-2131、t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡	随時
業務用米	大西産業(株)	全域	コシヒカリ キヌヒカリ 山田錦	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	大西産業株式会社 Tel 078-951-2525(大西) info@clover2288.com	神戸	随時
業務用米	(株)こうせつ・たなか	県南(加東・三木・三田・今田・西脇)	ヒノヒカリ・キヌヒカリ きぬむすめ 等	指定なし	別途相談	指定なし	別途相談	0795-47-0033	加東	令和8年 10月末
業務用米 (外食業者向け)	(株)フジタ精米人	全域	とうごう、ヒノヒカリ、きぬむすめ、キヌヒカリ等	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野	随時
米菓用	株式会社神明	全域	はりまもち、マンゲツモチ、ヤマフクモチ	指定なし	別途相談	別途相談	1経営体あたり 10t以上	株式会社神明(担当:中村) TEL:078-371-4701 FAX:078-371-4741 E-mail:nakamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸	令和8年 6月
米菓用	(株)フジタ精米人	全域	もち米(品種指定なし)	指定なし	別途相談	指定なし	1経営体あたり 100袋以上	0794-66-7321	小野	随時
加工用米	但馬米穀株式会社	全域	指定なし	指定なし	別途相談	指定なし	指定なし	但馬米穀株式会社・兵庫県豊岡市 0796-22-2133、t.kuroda@tanbei.co.jp	豊岡	随時
加工用米	株式会社神明	全域	コシヒカリ、 日銘柄(キヌヒカリ、ヒノヒカリ等)	指定なし	別途相談	別途相談	1経営体あたり 10t以上	株式会社神明(担当:中村) TEL:078-371-4701 FAX:078-371-4741 E-mail:nakamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸	令和8年 6月

※1 上記リストは、令和8年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和7年11月9日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。
具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨御理解願います。

※3 取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

令和8年産の飼料用米・WCS用稲の契約栽培等出荷相談先リスト

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先・所在地・担当者名 (電話、メールアドレス)	契約相談期間	
				出荷形態	価格条件等	その他取引条件等	最低取扱数量			
飼料用米	株式会社藤橋商店	全域	指定なし	もみ	別途相談	別途相談	別途相談	株式会社藤橋商店(担当:大前) 携帯:080-3134-5214 TEL:079-268-9535 mail:oomae_r@fsm.jp	姫路	令和8年5月まで
飼料用米	高砂飼料工業(株)	全域	指定なし	もみ	別途相談	生産者が工場へ持込する	なし	高砂飼料工業(株) 担当 森 TEL 0790-48-2234(代) FAX 0790-48-4183 Eメール tsk@violin.ocn.ne.jp	加西	令和8年4月～5月
飼料用米	ハニューファーム(株)	加西市	指定なし	もみ	別途相談	近隣 引取可能	別途相談	ハニューファーム株式会社 (小谷)TEL 0790-46-1555 FAX 0790-46-0975	加西	随時
飼料用米	農事組合法人アイガモの谷口	全域	指定なし	玄米	別途相談	別途相談	別途相談	農事組合法人アイガモの谷口 TEL 0796-82-4660 Info@organic-farm.co.jp	新温泉	随時
飼料用米	株式会社神明	全域	指定なし	玄米	別途相談	別途相談	別途相談	株式会社神明(担当:中村) TEL:078-371-4701 FAX:078-371-4741 E-mail:nakamura-kyouhei@akafuji.co.jp	神戸	令和9年3月まで
飼料用米	福栄肥料株式会社	全域	指定なし	玄米	別途相談	別途相談	約10t以上	福栄肥料株式会社(担当:松岡) TEL:06-6412-5251 FAX:06-6413-1333	尼崎	随時
飼料用米	明光商事(株)	全域	指定なし	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	明光商事(株)(担当:中村) TEL:078-842-1121 FAX:078-842-1364 E-mail:k-nakabayashi@meiko-shoji.co.jp	神戸	随時
WCS用稲	株式会社近藤榮一商店	全域	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	別途相談	近藤榮一商店(担当:若林) 080-8339-7437 info@kes-jpn.com	丹波	随時
WCS用稲	㈱JP MEGA FARM	全域	指定なし	別途相談	別途相談	別途相談	別途相談	TEL:090-4901-9602 mega@jpmegafarm.com	三田	随時

※1 上記リストは、令和8年産米についての内容です。

※2 当リストに掲載されている内容については、令和7年11月9日現在で取扱業者から提供いただいた情報に基づき記載しております。具体的な取引条件等につきましては、双方で調整・決定いただくこととなりますので、その旨御理解願います。

※3 取引の内容や結果に関し、当協議会はその責任を負いかねますので御留意ください。

令和8年度

畑地化促進事業について

事業の概要

水田を畑地化(令和4年から令和8年までの間に一度も水張をしない圃場)して、高収益作物や畑作物の本作化に取り組む農業者に対し、国から交付金が支払われるもの。

交付要件

- ・ 販売農家、集落営農組織であること
 - ・ 現況において非農地に転換された農地（または転換されることが確実と見込まれる農地）でないこと
 - ・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の要件を満たしていること
 - ・ 前年度において主食用米、戦略作物または産地交付金の対象となった作物が作付けされていること
 - ・ おおむね団地化された畑地を形成していること（農会単位で申請面積が0.5ha（5反）以上あること） ※詳細は裏面をご確認ください。
- ・ 取り組み開始年度から5年間、水稻以外の高収益作物または畑作物を継続して作付け及び出荷販売すること

交付金額

作付面積に応じて
5年間支払われるもの

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
①高収益物 (野菜、果樹、花き等)	7.0万円/10a	2.0 (3.0※) 万円/10a × 5 年間 または
②畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草)、子実用とうもろこし、そば等)		10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) ※加工・業務用野菜の場合

団地化要件

農会単位で申請面積が0.5 ha以上あること

A	B	C
D	E	F
G	H	I

A,C,Hの農地の
合計が0.5 ha
(5反)以上で
申請可能。
連担地になっ
ていなくても可。



申請にあたって注意点

- 畑地化に取り組んだ圃場については、必ず5年間、高収益作物・畑作物の出荷・販売が必要となります。
(途中で取りやめは基本的にできません)
- これまで申請されていた水田活用直接支払交付金の交付対象外水田となりますので、5年経過後、再度水田活用直接支払交付金への申請はできません。

【お問い合わせ】

猪名川町地域農業再生協議会 (役場農業環境課農政担当)

電話：072-766-8709



事 務 連 絡

令和8年1月16日

農業者 各位

猪名川町地域農業再生協議会事務局

令和8年度畑地化促進事業に係る要望調査について

新春の候、貴台におかれましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、本協議会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、当該交付金の活用意向を把握するため、要望調査を実施させていただきます。

つきましては、別添チラシをご確認のうえ、「令和8年度畑地化促進事業に係る要望調査票」に記入いただき、農会長が別途定める期日までに農会長へ提出していただきますようお願いいたします。

提出期日までにご連絡・ご提出がない場合は、「畑地化促進事業 要望なし」と判断いたします。

記

【提出書類】

令和8年度畑地化促進事業に係る要望調査票

【提出先】

農会長 ※農会で取りまとめの上、提出していただきます。

【提出期限】

農会長が定める期日 ※農会長から役場への提出締切日は2月13日(金)までとしております。

※注意

- ①畑地化支援（7.0万円/10a）は令和8年度限りです。
- ②畑地化を行った場合、今後、水田活用の直接支払交付金は対象外となります。
- ③申請年度から5年間継続して作付け及び出荷を行わなければ交付金は全額返還となります。

○詳細は国のホームページをご確認ください。



(国ホームページ QR コード)

<問い合わせ先>

猪名川町地域農業再生協議会事務局

(猪名川町地域振興部農業環境課農政担当)

TEL : 072-766-8709

FAX : 072-766-7725

令和8年度畑地化促進事業に係る要望調査票

記入例

★これまで野菜等を出荷・販売をされた際に、国から交付されていた交付金は「水田活用直接支払交付金」です。

今回は、「畑地化促進事業」の要望調査になりますので、ご注意ください。

令和8年度畑地化促進事業を要望する場合は右側太枠内の「する」に☑を、要望しない場合は「しない」に☑を記入してください。

畑地化した農地は、今後、水田活用の直接支払交付金の対象外となりますのでご注意ください。

また、畑地化した圃場は畑地化した年度から5年間は、水稲以外の高収益作物又は畑作物を継続して作付及び出荷販売をしなければ交付金は全額返還となりますのでご注意ください。

備簿 番号	農家名称	氏名漢字	耕地 番号	分筆 番号	作期	地名地番	台帳面積 (㎡)	水張面積 (㎡)	作付面積 (㎡)	R7作付作物	R8年度畑地化促進事業を要望	
											する ※水田活用直接支払交付金の交付対象外とする 5年間、水稲以外の作物を出荷販売する	しない ※水稲作付・水田活用直接支払交付金の申請 をする
1	原	猪名川 太郎	1	1	1	キタハタ 1	1259	1,149	1,149	キヌヒカリ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1	原	猪名川 太郎	2	1	1	キタハタ 2	1398	1,275	1,100	キヌヒカリ	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
1	原	猪名川 太郎	5	1	1	キタハタ 4	783	715	715	なす	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1	原	猪名川 太郎	7	1	1	キタハタ 5	704	643	643	トマト	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1	原	猪名川 太郎	8	1	1	キタハタ 6	234	214			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

畑地化促進事業を
要望する場合は
「する」に☑を記入、
しない場合は
「しない」に☑を記
入してください。

地域計画のフラッシュアップ (変更)について

令和5年4月、農業経営基盤強化促進法の改正とともに「人・農地プラン」が「地域計画」に名称変更され、市町村が令和7年3月末までに策定することとされました。本町では、集落単位における「地域での話し合い」により、随時策定するとともに、未策定地域の発生を防ぐため、町全域を対象とした一括策定を行いました。一括策定の対象農地としましては、農業振興地域内の農用地、日本型直接支払交付金の対象農地とさせていただきます。

策定後となる本年度は計画のフラッシュアップ・変更を行うとともに、集落単位への切り替えについても、随時受付を行っているところです。

H29 猪名川町全域プラン策定

人・農地プラン（地域農業の将来の在り方）

★中心経営体（いわゆる「担い手」）に農地を集積していく将来方針

地域計画（地域農業の将来の在り方+目標地図）

★地域農業の将来の在り方の計画

★農業を担う者（担い手+多様な経営体+受託者など）ごとに利用する農地の地図（目標地図）

【令和5年度】

集落単位で策定：清水、清水東、柏原（3集落）

【令和6年度】

集落単位で策定：原、上阿古谷、下阿古谷、万善、槻並、笹尾（6集落）

一括策定：内馬場、民田、北田原、南田原、北野、紫合、柏梨田、上野、
広根、銀山、猪淵、肝川、差組、木津上、木津、木間生、朽
原、林田、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畑（23集落）

地域計画の変更が必要な場合

農業上の利用・・・・・・・・★地域農業の将来の在り方等
(事後変更可) ★農業を担う者
 ★農業用施設
 ★軽微な変更(相続など)

農業外の利用・・・・・・・・★農地の転用
(事前の変更要) ※農振除外・転用許可手続きの前に地域計画の
 変更が必要
 ※一時転用の場合は変更不要

令和7年度の変更内容

- 1 耕作者の変更
 - 2 農業用施設
- ★該当する農会へ変更予定の地番一覧を配布しています。

協議の場の開催方法(例)

基本的な開催方法・・・対面・オンラインでの開催
 ★農業の方針変更(基盤整備の導入など)
 ★大幅な区域変更

簡易的な開催方法・・・書面・ホームページでの開催
(意見聴取期間を設定して実施)
 ★農地交換
 ★耕作者の変更

スケジュール

- 1月 農会長会・HPにて意見聴取
- 2月 結果の公表・地域計画の変更案を作成
- 3月 地域計画の変更案の公告(2週間の縦覧)
- 3月末 地域計画(変更)公告

令和8年度 農会長連絡票について

新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではありますが、農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら、下記の農会長連絡票を同封しておりますので報告をお願い致します。(FAX可)

○提出先

町役場農業環境課 (FAX可)

○提出期日

令和8年3月27日(金) ※決まり次第、ご報告をお願いいたします。

<参考>

FAX 072-766-7725 農業環境課 農政担当 宛て

令和8年度 農会長連絡票

令和8年 月 日

農会名 _____

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

携帯電話番号 _____

電子メールアドレス _____

(メールでの連絡 可 ・ 否)

※日中、連絡がつく電話番号の記載をお願いいたします。

※メールアドレスをお持ちの方は記載いただき、メールでの連絡の可否についてもいずれか○でご回答ください。

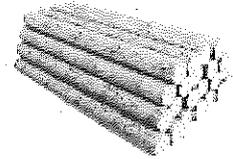
新年度の役員については、年度当初に自治会長を通じて町地域交流課へ報告頂くところではありますが、農業環境課において新年度の事務を円滑に進めるために、お手数ではございますが新年度の農会長がお決まりになりましたら報告をお願い致します。(FAX可)

まき 薪 と しいたけ原木 買い取りのお知らせ

～猪名川町森林組合～

人と自然に優しい薪による暖房が見直されて、薪の需要が高まっています。猪名川町森林組合では薪等の原木の買い取りと薪の製造販売を行っています。

しいたけ原木についても下記のとおり、一定条件を満たす搬入について買い取りを行っていますのでご利用ください。



【薪（まき）】

① 買い取り対象となる樹種

- ・ 買い取る原木は、猪名川町内産ナラ・クヌギのみです。町外産の原木やその他広葉樹や針葉樹は買い取りできませんのでご了承ください。
- ・ 買い取りを希望される場合は、連絡のうえ町のクリーンセンター（槻並）内の森林組合作業所まで搬入をお願いします。

樹種	ナラ・クヌギ	規格（長さ）
原木価格	4円～7円/kg	2m以内
玉切価格	9円/kg	36cmに玉切

② 買い取り期間

通年（12月～3月までの期間が望ましい。）

③ 搬入日

平日（土日、祝日、年末年始を除く）の午前9時～午後4時の間搬入される際は、事前に森林組合まで連絡をお願いします。

【しいたけ原木買い取り事業、台場クヌギ創造事業】

① しいたけ原木買い取り事業

- ・ しいたけ原木（直径7.5cm～15cm）を伐採し、森林組合へ搬入可能な山林所有者等。（200本以上で400本以下の原木が補助対象となります。それ以外の本数は補助対象外です。）
- ・ 伐採した原木を直接販売される方も対象とさせていただきます。
- ・ 買い取り価格 300円/本（上限価格。補助金込み）

② 台場クヌギ創造事業

- ・ シカ害から自然萌芽を守る為、地上から150センチ以上の高さでしいたけ原木の伐採された場合、台木1本あたり2,000円を支払います。

③ 申請書類

- ・ 森林の伐採届出書、台場クヌギ創造・しいたけ原木伐採奨励事業申請書にご記入のうえ、森林組合にご提出ください。（上記申請書は森林組合事務所にあります。）
- ・ 事業完了後に、切ったしいたけ原木の数、又は高切りした台木の数と高さが確認できる写真、伐採場所の地図及び写真の提出が必要です。

④ 申込書提出先及びお問合せ先 猪名川町森林組合事務所

電話：072-766-3026 FAX：072-766-7725

不在時は、仲井（携帯）：090-4901-6581 まで

令和7年 鳥獣害アンケートの記載について（依頼）

寒冷の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、町農政の推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、例年ご協力いただいております、「①兵庫県森林動物研究センターの鳥獣害アンケート」及び「②町独自の鳥獣被害アンケート」を実施いたしますので、お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、別紙の様式（2種類）にて回答を宜しくお願いいたします。

また、②町独自の鳥獣被害アンケートにつきましては、回覧にて農会内の農家のみなさまに記載いただきますようお願いいたします。

なお、記載方法等でご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 回答期日 令和8年2月20日（金）まで（町役場までご提出願います）

2 送付資料

【共通】

・令和7年 鳥獣害アンケート記載説明資料

【①兵庫県森林動物研究センター】

・令和7年 鳥獣害アンケート（A3両面：1枚）

・令和7年 鳥獣害アンケート記入例（A4両面）

・中型動物の見分け方（A4）

・鳥獣害アンケート結果報告（令和6年分）（A4）

※ このアンケートは農会長のみ記載となります。

【②猪名川町】

・令和7年 鳥獣被害調査アンケート（A4：回覧数分）

・令和7年 鳥獣被害調査アンケート記載例（A4）

※ このアンケートは農会の皆様に回覧いただき、該当者にて記載願います。

3 提出物

・令和7年 鳥獣害アンケート（A3両面）・・・【①兵庫県森林動物研究センター】

・令和7年 鳥獣被害調査アンケート（A4）・・・【②猪名川町】

<問い合わせ>

猪名川町役場 地域振興部 農業環境課

担当：今中、中野

TEL：072-766-8709 FAX：072-766-7725

令和7年 鳥獣害アンケート記載説明資料

① 【兵庫県森林動物研究センター】 令和7年 鳥獣害アンケート調査 (A3両面)

- 令和7年1月～令和7年12月の野生鳥獣による被害状況や生息動向、地区での防除の状況について、記入例を参考に記載してください。
- アンケートにある「品目ごとの農業被害」は、本来の生産量に対する被害割合とありますが、わかりにくければ被害面積の割合と捉えていただいても構いません。
- 記載については、聞き取りのうえ記載していただけるとありがたいですが、できない場合は、農会長の主観でご記入ください。
- 用紙は機械で自動読み取りします。以下の点にご注意ください。
 - ※調査用紙は汚さないでください。また、二つ折以外の場所で、折り目は付けなくてください。
 - ※記入は黒色の鉛筆またはペンで、濃くはっきりと書いてください。枠からはみださないように記載ください。裏写りするマジックは使用しないでください。
 - ※消しゴムを使う場合は、消し跡が残らないようにきれいに消してください。修正液による修正は、枠線を消さないようにお願いします。

② 【猪名川町】 令和7年 鳥獣被害調査アンケート (A4)

- 町独自に町内の鳥獣害による農作物被害を算定するために、①被害動物、②被害作物、③被害面積 を記載していただきます。
- 令和7年1月～令和7年12月の野生鳥獣による被害状況について、記載してください。
- 被害動物について、具体的な動物がわからない場合は、一番可能性が高いと思われる動物を書いてください。
- 被害動物や被害作物が多い場合は、複数行を使って書いてください。
- 被害面積はおおよそで結構です。単位は「㎡」、「a (アール)」、「反・畝」のいずれを使っても構いません。ただし、単位は必ず書くようにしてください。

●記載方法について、不明な点がございましたら、町役場農業環境課までお問い合わせください。

令和6年度 野生鳥獣による農作物の被害状況について（猪名川町とりまとめ）

種類	農作物	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
カラス	稲	0	0	0
	麦類	0	0	0
	豆類	0	0	0
	雑穀	0	0	0
	果樹	2	17	152
	飼料作物	0	0	0
	野菜	2	31	89
	いも類	0	0	0
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	4	48	241
イノシシ	稲	13	651	154
	麦類	0	0	0
	豆類	0	0	0
	雑穀	24	11	24
	果樹	4	24	27
	飼料作物	0	0	0
	野菜	25	402	229
	いも類	3	26	98
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	69	1,114	532
シカ	稲	50	2,541	598
	麦類	0	0	0
	豆類	6	53	15
	雑穀	16	67	16
	果樹	16	110	108
	飼料作物	0	0	0
	野菜	41	1,114	1,120
	いも類	2	47	10
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	131	3,932	1,867
ハクビシ ン	稲	0	0	0
	麦類	0	0	0
	豆類	0	0	0
	雑穀	0	0	0
	果樹	0	0	0
	飼料作物	0	0	0
	野菜	1	14	28
	いも類	0	0	0
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	1	14	28

種類	農作物	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
スズメ	稲	0	0	0
	麦類	0	0	0
	豆類	0	0	0
	雑穀	0	0	0
	果樹	0	0	0
	飼料作物	0	0	0
	野菜	0	0	0
	いも類	0	0	0
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	0	0	0
アライグマ	稲	1	5	11
	麦類	0	0	0
	豆類	6	3	51
	雑穀	0	0	0
	果樹	3	77	26
	飼料作物	0	0	0
	野菜	14	215	433
	いも類	5	72	75
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	29	372	596
ヌートリア	稲	2	12	23
	麦類	0	0	0
	豆類	0	0	0
	雑穀	0	0	0
	果樹	0	0	0
	飼料作物	0	0	0
	野菜	2	27	123
	いも類	2	34	44
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	6	73	190

種類	農作物	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
合 計	稲	66	3,209	786
	麦類	0	0	0
	豆類	12	56	66
	雑穀	40	78	40
	果樹	25	228	368
	飼料作物	0	0	0
	野菜	85	1,803	1,994
	いも類	12	179	227
	工芸作物	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	240	5,553	3,481